行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	株式会社ケーシーエス(法人番号 3140001027538)代表者山川幸一	大阪府大阪市城東区永田 2丁目1-20	大阪営業所	大阪府大阪市城東区永田2丁目1-20	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年6月4日、新規許可を端結として監査を実施。2件の違反が認められた(1)「旅客自動車運施・2件の違反が認められた(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項)(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)	C	0
	株式会社アールエムジャパン(法人番号9120001245961)代表者山本恭子	大阪府大阪市西区南堀江 一丁目18番11-707号	本店営業所	大阪府大東市新田中町2番13号	警告(処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)		令和6年6月27日、新規許可を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針1(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	2	2
	友楽観光パス株式会社(法人番号 3120101058559)代表者武末良子	大阪府貝塚市森945番地	本社営業所	大阪府貝塚市森945番地	警告(処分日車数40日車の ため、一般貸切旅客自動車 運送事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年4月9日及び同年4月17日、新規許可を端 緒として監査を実施。4件の違反が認められた。 (1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不 備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸 規則)第7条の2第1項(2)点呼の実施義務違反 [点呼未実施](運輸規則第24条1項、第2項、第 3項)(3)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】 (運輸規則第24条第5項)(4)運行指示書の作成 等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28 条の2第1項)	4	4
	大阪卑弥呼観光株式会社(法人番号7120101052608) 代表者山下正志	大阪府南河内郡河南町大 字一須賀769番地の4	本社営業所	大阪府南河内郡河南町大字一須賀 769-4	警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車である。一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)		令和6年7月18日及び同年7月31日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(「平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備](運輸規則第24条第5項)(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導東が事業所を開始到して、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間	5	3